

令和6年度 事業 報告

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

I 概 況

佐渡法人会は、令和6年度においては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症となり、行動制限も緩和されている状況を踏まえ、前年度来コロナ禍前の状況に少しずつ戻していくことを念頭に、法人会活動の原点である『税』に関する活動や、税知識の普及、税制改正の提言、会員の自己啓発を図るための研修会・セミナーなどに積極的に取り組み、また、組織・財政基盤の再構築を図るために会員増強に力を入れるとともに、地域の活性化にも配慮しつつ事業に取り組みました。

主な事業活動のうち

- ① 税を巡る諸環境の整備改善事業として、税に関する研修会を開催しました。
租税教育活動は、小学生・中学生を対象に租税教室を実施。小学生を対象とした税に関する絵はがきコンクールは第11回目の開催となりました。参加の小学校数、児童数も多くなり高い評価を得ております。税の広報活動は、会報の発行や全法連が作成した税の冊子を配布し、ホームページによる広報も実施しました。
- ② 税制改正に関する提言については、総務税制委員、理事等に「税制改正に関するアンケート調査」を実施し、全法連へ提出しました。
- ③ 経営支援活動としては、会員の皆様に役立つ小冊子を多数配布しました。
- ④ 共益関係については、福利厚生事業として取扱い三社との連携により、大型保障制度への加入促進を図りました。
- ⑤ 管理関係については、新公益法人制度に対応した諸会議及び法人会事業活動体制の確立について管理運営に努めました。

以上、令和6年度実施した事業の概要をご報告申し上げます。

Ⅱ 公益関係

1 税を巡る諸環境の整備改善事業

(1) 税に関する研修・セミナー事業

① 研修会・セミナー事業

本会において、税制改正・税務申告を中心に法人会の原点である「税」に関する内容を主に研修会を開催しました。

担当	内 容	開催月	参加人数	講 師
研修委員会	税制改正等について	8 月	7 名	佐渡税務署
研修委員会	会社の決算申告について	1 0 月	5 名	佐渡税務署
研修委員会	年末調整実務	1 1 月	2 2 名	佐渡税務署
研修委員会	決算法人説明会	8 月	5 名	佐渡税務署
研修委員会	同上	1 1 月	1 名	佐渡税務署
研修委員会	同上	2 月	1 6 名	佐渡税務署
青・女共催	決算書の見方	6 月	8 名	山本敏彦 税理士
青・女共催	税務署幹部職員との懇談会	1 1 月	7 名	佐渡税務署
青年部会	定額減税説明会	4 月	7 名	佐渡税務署
女性部会	定額減税説明会	4 月	8 名	佐渡税務署
女性部会	税法 源泉所得税、税務署長とのランチミーティング	5 月	7 名	佐渡税務署
女性部会	会社の決算と申告	7 月	5 名	佐渡税務署
女性部会	令和 6 年度税制改正について	9 月	6 名	佐渡税務署
女性部会	年末調整について	1 1 月	4 名	佐渡税務署
女性部会	経営者の確定申告	1 月	1 名	佐渡税務署
女性部会	食品ロス勉強会・意見交換会	2 月	7 名	佐渡市社会福祉協議会 フードバンクさど
女性部会	1 年の振り返り、修了式	3 月	3 名	佐渡税務署

② インターネットセミナーの提供

当法人会のホームページ上で 2 4 時間いつでも無料で 1 0 0 タイトル以上の税務・経営・労務・健康等多彩な内容と講師陣によるセミナーをご覧いただけますが、今年度は 1 年間で 3, 9 7 0 回のアクセスがありました。

(2) 租税教育活動

① 租税教室講師研修会

青年部会員、女性部会員合わせて3名が参加しました。

② 租税教室

小学校の児童を対象に税の重要性を正しく理解し関心をもってもらうため、青年部会が中心となり租税教室を実施しました。児童に楽しく学んでもらえるよう1億円レプリカをはじめ様々な教材を使用し実施しています。

なお、青年部会に対応できない学校については、佐渡税務署等に講師を依頼しました。

開催日	学校名	対象者	講 師 (絵はがきコンクール)
6. 5. 8	畑野小学校	3 3 名	青年部会・女性部会
6. 5. 10	加茂小学校	3 0 名	税務署・女性部会
6. 5. 13	二宮小学校	2 4 名	税務署・女性部会
6. 5. 14	新穂小学校	1 4 名	税務署・女性部会
6. 5. 14	真野小学校	3 6 名	青年部会・女性部会
6. 5. 17	小木小学校	2 0 名	青年部会・女性部会
6. 5. 23	河崎小学校	1 8 名	青年部会・女性部会
6. 5. 24	両津小学校	2 1 名	税務署・女性部会
6. 6. 4	両津吉井小学校	9 名	青年部会・女性部会
6. 6. 5	羽茂小学校	2 6 名	税務署・女性部会
6. 6. 7	金泉小学校	7 名	青年部会・女性部会
6. 6. 12	八幡小学校	1 2 名	青年部会・女性部会
6. 6. 13	河原田小学校	2 2 名	青年部会・女性部会
6. 11. 28	七浦小学校	8 名	青年部会
6. 12. 3	松ヶ崎小学校	4 名	青年部会
合 計	1 5 校	2 8 4 名	
6. 7. 9	畑野中学校	2 9 名	青年部会

③ 税に関する絵はがきコンクール

小学校の租税教室開催に合わせて応募を呼びかけた結果、8校99作品の応募があり、そのうち30作品が入賞いたしました。入賞者には各学校に出向いて表彰を行いました。なお、入賞作品は当会HPに掲載しました。

また、佐渡税務署のご厚意により、女性部会長賞並びに税務署長賞の作品を佐渡汽船ターミナルおけさ橋内並びにセントラルタウン内に掲示していただきました。

(3) 税の広報活動

① 税務、経営等に関する情報を提供するため、会報「佐渡法人会だより」年2回

(9月・2月)、全法連「ほうじん」年4回(季刊発行)を会員に無料で配布しました。

- ② 税についての情報を随時ホームページに掲載しました。
- ③ 会報でe-Tax利用、キャッシュレス納付の推進、消費税の期限内納付推進運動の周知をしました。

(4) 研修会用・啓発用教材の配布

税法・税務に関する各種テキストを会員に配付するとともに、啓発用小冊子を希望者に無償頒布しました。

- ①「税制改正のあらまし」速報版 ②「税制改正のあらまし」
- ③「事例でわかる！インボイスのアウト・セーフ」 ④「主要税法取扱便覧」
- ⑤「Q&A 最新・税務調査対応のツボ」 ⑥「中小企業の税金対策の落とし穴」
- ⑦「とっておきの相続・事業継承のツボ」
- ⑧「会社がもらえる助成金活用のポイント」
- ⑨「基礎からわかる社会保険・労働保険の事務手続」
- ⑩「会社の決算・申告の実務」 ⑪「自己点検チェックシート(通常版)」
- ⑫「新・自主点検チェックシート」 ⑬「年末調整実務のポイント」
- ⑭「数字に強い社員を育てる実践塾」 ⑮「中小企業の人手不足解消のヒント」
- ⑯「会社役員の確定申告のための実務ポイント」

2 税制提言活動

(1) 税制改正に関する提言の概要

全法連では、本年度も「税制改正に関するアンケート調査」をもとに「税・財政改革のあり方」、「経済活性化と中小企業対策」、「地方のあり方」、「震災復興」を柱に提言を取りまとめました。

令和7年度税制改正に関する提言(要約)

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

- ・財政再建化は国家的な課題であり、日本経済の将来にわたる持続可能性を高めるためにも本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。

1. 財政健全化に向けて

- ・「金利のある世界」が現実到来する中で、今後の金利上昇に備えて財政健全化が必要である。
- (1) 本年6月から始まった定額減税は、その制度設計が複雑すぎたこともあり、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いることとなった。与党内には物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。

- (2) こども・子育て政策（加速化プラン）として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしている。医療保険料への上乗せ負担は、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。
- (3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定したが、大半が「歳出改革」や「決算剰余金の活用」により捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、防衛費の増額は必要な政策であるだけに、安定的な財源の確保が欠かせない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付の重点化・効率化」によって可能な限り社会保障費を抑制する必要がある。
 - ・社会保障のあり方をめぐっては、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を適正に見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
 - ・中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。
 - ・配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。
- (1) 公的年金については年金財政の検証結果を踏まえ、年金制度の見直しについて検討が進んでいる。公的年金制度の持続可能性を高めるために「マクロ経済スライドの厳格対応」や「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付制度」などの検討が求められる。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革に取り組む必要がある。給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すことも重要である。
- (3) 少子化対策では児童手当が大幅に拡充されたほか、所得制限も完全撤廃された。だが、富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点から見て極めて問題である。本来は現金給付よりも保育所や学童保育等の整備、保育士等の待遇を改善するなどの現物給付に重点を置くべきであり、国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じるべきである。

- (4) 介護保険については高齢化の進展に伴い、制度の持続可能性を高めるために真に介護が必要な者を見極めるほか、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。また、生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに不正受給の防止に向けた一段の厳格化が欠かせない。

3. 行政改革の徹底

- ・国民の政治に対する不信感は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や適正化、罰則の厳格化を図るべきである。
- ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隗より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。
 - (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。また、調査研究広報滞在費や政務活動費等の適正化と使途の透明化
 - (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の要員確保と能力を重視した賃金体系などによる人件費の抑制。
 - (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
 - (4) P D C Aサイクルを確立することにより、各省庁による事業のチェックを継続的に実施する。また、民間活力を積極的に導入し、民需主導の自律的な経済成長を促す。

4. マイナンバー制度について

- ・政府は引き続きマイナンバー制度の意義とともに、行政事務のコストカットに資する等、その効果を具体的に明示するなどしてマイナンバーの利用拡大を促す必要がある。
- ・国民の利用が広がらない背景には、マイナンバーカードを通じた個人情報の漏洩に強い懸念を持っていると認識すべきである。第三者による悪用を防ぐためのプライバシー保護などに努め、制度の適切な運用が担保される環境を構築することで国民の不安を払拭し、信頼の回復に努めなければならない。

5. 今後の税制改革のあり方

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

- ・着実な賃上げや最低賃金の大幅引き上げが迫られる中で、賃上げ原資を生み出すために原材料費や光熱費など、上昇するコストの適正な価格転嫁が大きな課題となっている。円滑な価格転嫁や下請けいじめの排除に向け、中小企業庁や公正取引委員会などによる取引監視体制の強化が求められる。必要に応じて下請法の改正など、実効性のある取り組みを進めなければならない。
- ・人手不足や継続的な賃上げなど中小企業の構造的な課題を解決するには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そのためには生産性の向上や付加価値の創出に向け、力強い政策的な支援が欠かせない。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- ・地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

(1) 法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率を引き上げる動きがあるが、経済情勢等に鑑み、慎重に検討すること。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例 15% を本則化すべきである。また、昭和 56 年以来、800 万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも 1,600 万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和 7 年 3 月末日となっている適用期限を延長すること。また、上記 (1) に関連して、中小法人に適用される権限税率まで引き上がることのないように配慮すること。

(3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はある。ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、以下の通りに制度を拡充したうえで本則化すること。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和 7 年 3 月末日となっている適用期限を延長すること
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を 30 万円未満から 50 万円未満に引き上げるとともに損金算入額の上限（合計 300 万円）を撤廃し全額を損金算入とすること。

(4) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定については弾力的に対処すること。

なお、「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和 7 年 3 月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。

(5) 中小企業の事務負担軽減

近年、インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担や納税協力コストは年々増加している。また、今般の定額減税についても、給与所得者に対する減税事務は事業者任せられており、さらに急遽、減税額を給与明細に明記することが義務化された。人手不

足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強靱ではない中小企業にとって重い負担となっていることを認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進につながるような特段の支援が欠かせない。

2. 事業承継税制の拡充

- ・中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

（１）事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。なお、本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、（２）取引相場のない株式の評価、（３）相続税、贈与税の納税猶予制度について見直すこと。

（２）取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直すことを求める。

なお、見直しされるまでの間は、平成14年度に創設（平成16年度に改正）された「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例」を参考に株式の評価額を減額する措置を講ずること。

（３）相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3根間程度延長すべきである。あわせて、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ②平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③制度の認知度が低いことから、国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた支援措置の周知徹底に努める。

3. 消費税への対応

- ・政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要がある、問題があれば制度の是非を含めて見直しを求める。

（１）インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引

の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

Ⅲ. 地方のあり方

- ・日本が人口減少社会に突入する中では国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の一段の効率化を図る必要がある。とくに東京一極集中を是正するには、地方の活性化が重要な課題である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を構築し、民間の知恵と工夫で新たな地場技術やビジネス手法を開発しなければ、真の活性化にはつながらない。
- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。そうした中で中小企業の事業承継は地方創生戦略との関係からも極めて重要だと認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）のさらなる拡充を図り、財政基盤の強化につなげる必要がある。
- (3) ふるさと納税は、寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが求められる。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付先の地域のために活用されるように過度な返礼品競争を排し、事務手数料のあり方等を含めて制度設計を見直す必要がある。

Ⅳ. 震災復興等

- ・これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。
- ・また、本年1月には能登半島地震が発生するなど、近年、強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

Ⅴ. その他

- 1. 納税環境の整備**
- 2. 環境問題への対応**
- 3. 租税教育の充実**

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
 - ①役員給与は損金算入とすべき
 - ②同族会社も業績連動給与についても損金算入とすべき
- (2) 少額減価償却資産の見直し
- (3) 企業版ふるさと納税の適用期限延長
- (4) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和

2. 所得税関係

- (1) 基幹税としての所得再分配機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し
- (3) 個人住民税の均等割

3. 相続税・贈与税関係

- (1) 相続税の基礎控除の見直し
- (2) 贈与税の基礎控除の引き上げ

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
- (2) 事業所税の廃止
- (3) 超過課税
- (4) 法定外目的税

5. その他

- (1) 印紙税の廃止
- (2) 配当に対する二重課税の見直し
- (3) 電子申告の促進
- (4) 森林環境税

要 望 大 会

令和7年度税制改正スローガン

- 「金利ある世界」が到来。
新たな財政再建目標の設定を！
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、
経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！
- 人手不足など厳しい経営環境を踏まえ、
中小企業の活性化に資する税制措置を！
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。
本格的な事業承継税制の創設を！

(5) 要望実現のための陳情活動

法人会では、毎年税制改正に関し、政府・政党・関係省庁等に提言活動を行っています。この提言は、毎年春に各単位会に税制アンケートを行い、その結果を全法連税制委員会が取りまとめたものです。

佐渡法人会では提言事項の実現に向け、12月2日に高野会長・本間副会長・渡邊副会長・大桃総務税制委員長が、渡辺竜五佐渡市長と面会して提言書を手渡ししました。また、金田市議会議長に対し提言書を送付しました。

(6) 令和6年度税制改正の主な実現事項（全法連）

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保証額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除が創設されました。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型 DC 及び iDeCo）の拠出限度額等が引き上げられました。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制が拡充されました。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等が行われました（令和7年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和7年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の役員就任要件の見直し等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

[法人課税]

1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
・ 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。 また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。 また、中小法人に適用される軽減税率まで引き上げるものがないよう配慮すること。	・ 中小法人に適用される軽減税率の特例15%について、次の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 イ 所得の金額が10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%に引き上げられました。 ロ 適用対象法人の範囲から通算法人が除外されました。

2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
・ 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。	・ 中小企業投資促進税制について、「みなし大企業」の判定における大規模法人の範囲が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
・ 「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。	・ 中小企業経営強化税制 特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることが見込まれるものであること及び経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの）が追加されたほか、所要の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 ・ 先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例 雇用者給与等支給額の引き上げ方針を先端設備等導入計画に位置付け、従業員に表明した場合、対象資産の課税標準が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

4. 企業版ふるさと納税の適用期限延長

法人会提言	改正の概要
・ 平成28年度に創設された企業版ふるさと納税については、地方創生にも資する制度であり、寄付件数等も年々増加していること等を踏まえ、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。	・ 寄付活用事業を実施した認定地方公共団体が、寄付活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄付活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする等の措置が講じられることを前提に、適用期限が3年間延長されました。

〔事業承継税制〕

相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
令和6年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が令和8年3月末日まで2年間延長されたが、制度の適用期限（令和9年12月末日）は延長されなかった。贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。	法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、「贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であること」に見直されました。

〔その他〕

「年収の壁」への対応策

法人会提言	改正の概要
配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。また、「年収の壁」への対応策として、政府が助成金制度等を講じたことで一定の効果はあると思われるが、あくまでも一時的な措置であり、抜本的な対策とはならない。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。	- 所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が10万円引き上がり、58万円となりました。（年収200万円以下は37万円上乗せ）。 なお、2年間に限り、年収に応じて基礎控除に上乗せする措置が講じられます（上乗せ額は①年収200万円超475万円以下は30万円②475万円超665万円以下は10万円③665万円超850万円以下は5万円）。 - 給与所得控除の最低保障額について、10万円引き上がり、65万円となりました。

3 経営支援活動

（1）経営支援に関する講演会・研修会

5月24日通常総会時並びに翌年1月24日新春特別講演会として講演会を開催しました。

（2）研修会用教材の配付

経営セミナーに関する教材や資料は経営情報の周知には必要であるため、研修会開催時に配付している。

4 社会貢献活動

① 税金クイズ

「鬼太鼓どっとこむ」（両津地区）や安寿天神祭のイベント（畑野地区）において税金クイズを実施しました。

② タオルの寄贈

9月に福祉施設へ寄贈しました。

Ⅲ 共益関係

1 福利厚生事業

全法連の福利厚生制度は、会員企業の安定経営の面で、また法人会の会員増強や財政基盤確保の面で大きなメリットをもたらすものであり、厚生委員会が中心となって活動を展開しました。

① 法人会福利厚生制度推進連絡協議会の開催

法人会と福利厚生制度推進協力会社3社との連携を密にするため開催

② 福利厚生制度推進キャンペーン表彰式の開催

今年度は該当法人がなく、表彰式は実施しませんでした。

2 会員支援事業

優良経理担当者表彰式

事業主からの推薦により1名を表彰 (株)新日興業 岩崎めぐみ様

3 会員増強推進

(1) 組織

正会員数 415社（令和7年3月31日現在）※個人賛助会員2名

組織率 41.9%（所管法人数991社）

(2) 会員移動状況

期首会員数	期 中 移 動		期末会員数
	入 会	退 会	
(内、法人賛助会員2社) 431社	※法人賛助会員1社含む 5社	18社	(内、法人賛助会員3社) 418社

	期首会員数	入 会	退 会	期末会員数
青年部会	23名	3名	5名	21名
女性部会	41名	0名	2名	39名

① 組織委員会の開催

② 会員増強推進キャンペーン実施（7月～3月）

③ 会員増強功労者表彰式（年間2社以上新規会員獲得の者を表彰）

4 部会等事業

・青年部会

①会議等 総会 1 回、役員会 3 回

②研修会等 ※研修会は 3 ページに記載

開催日	内 容	会 場	出席者
6. 4. 3	局連合同セミナー会議	リモート会議	部会長
6. 6. 5	同上	リモート会議	部会長
6. 7. 1	県連青年部会正副会長会議	新潟ほうじん会館（リモート出席）	部会長
6. 8. 7	局連合同セミナー会議	リモート会議	部会長
6. 9. 4	同上	リモート会議	部会長
6. 9. 13	関東信越法人会連絡協議会青年部会連絡協議会合同セミナー	ホテルイタリア軒	2 名
6. 10. 24	県連青年部会合同セミナー	ラポート十日町	1 名
6. 12. 4	県連青年部会正副会長会議	リモート会議	部会長

③租税教育活動 ※4 ページに記載

・女性部会

①会議等 総会 1 回、役員会 3 回

②研修会等 ※研修会は 3 ページに記載

③その他事業

開催日	内 容	会 場	出席者
6. 4. 18	女性フォーラム広島大会	広島グリーンアリーナ	1 名
6. 9. 27	県連女性部会合同セミナー	上越市 デュオセレッソ	1 名
6. 5 月～ 6. 9 月	【第11回税に関する絵はがきコンクール】※小学生対象 応募者 99 名		
6. 9. 18	【第 11 回税に関する絵はがきコンクール】 審査会（入賞 30 名、代表 1 名県連提出）	金井商工会館	8 名

IV 管 理 関 係

1 事務運営体制の確立

諸規程の整備を図るとともに、法令に基づく適正な情報開示に努めました。さらにホームページ等により、一般市民に対する「税」をはじめとする様々な情報の発信や事業活動のPRを図りました。

2 諸会議の開催状況

(1) 通常総会

- ① 開催日 令和6年5月24日（金）
出席者 341名（委任状含む） ※議決権のある会員総数 430名
全案可決承認されました
決議事項 第1号議案 令和5年度決算報告承認の件
第2号議案 定款一部改定の件
第3号議案 欠員理事補充承認の件
報告事項 理事会承認事項
・令和5年度事業報告
・令和6年度事業計画、収支予算

(2) 理事会

- ① 開催日 令和6年4月24日（水）
場 所 両津夷商工会館
出席人数 11名（内監事2名）
決議事項 (1) 令和5年度事業報告並びに決算報告承認について
(2) 令和6年度通常総会に付すべき事項について
(3) 欠員理事の補充について
報告事項 (1) 県連会議関係
(2) 全法連・県連功労者表彰について
(3) 会員の退会について
- ② 開催日 令和6年10月16日（水）
場 所 アミューズメント佐渡
出席人数 14名（内監事2名）
決議事項 (1) **理事辞任の承認について**
承認事項 (1) 会員増強推進キャンペーンの承認等について
(2) 会員の加入・退会の承認について
(3) 各種表彰、新春特別講演会・新春懇親パーティーの開催について
(4) 新規会員の勧誘について
報告事項 (1) 活動状況報告 他
- ③ 開催日 令和7年1月8日（水） ※臨時理事会
場 所 両津夷商工会館
承認事項 (1) 役員等の改選について
(2) 会員の退会の承認について
報告事項 (1) 活動状況報告 他
- ④ 開催日 令和7年3月21日（金）
場 所 両津夷商工会館

決議事項	(1) 令和7年度事業計画（案）並びに収支予算案承認について (2) 令和7年度第1回理事会の日時・場所の決定について (3) 令和7年度通常総会の日時・場所の決定について (4) 役員等改選について
承認事項	(1) 会員の加入・退会の承認について
報告事項	(1) 活動状況報告 他

(3) 正副会長会

第1回	令和6年7月31日（水） 両津夷商工会館 (1) 新規会員勧誘について (2) 第2回理事会の開催について (3) 新春パーティーの開催について (4) 会員増強強化推進キャンペーンについて (5) 事業実施状況について (6) 入会・退会の状況について
第2回	令和6年10月4日（金） 両津夷商工会館 (1) 理事会・福利厚生制度推進連絡協議会の開催について (2) 会員増強取り組み状況について (3) 新春特別講演会・懇親パーティーについて (4) 事業等の実施状況について (5) 入会・退会の状況について
第3回	令和6年11月26日（火） 両津夷商工会館 (1) 臨時理事会の開催について (2) 役員等改選に向けた意向調査の実施について (3) 事業等の実施状況について (4) 入会・退会の状況について
第4回	令和7年2月12日（水） 両津夷商工会館 (1) 役員等の改選について (2) 理事会の開催について（3月、令和7年度第1回） (3) 令和7年度通常総会について (3) 事業等の実施状況について (4) 入会・退会の状況について (5) 令和7年度全法連助成金申請について

(4) 監査会

開催日	令和6年4月24日（水） 両津夷商工会館
監査人	監事 渡邊 正俊 監事 矢澤 稔
立会人	会長 高野 宏介 副会長 本間 勝 渡邊 秀一 事務局長 齋藤 辰弥
内 容	(1) 令和5年度事業及び会計監査

(5) 委員会

① 総務税制・研修合同委員会

開催日 令和6年7月3日(水) 金井商工会館

(1) 令和6年度事業計画について

(2) 税制提言活動について

② 厚生・組織合同委員会

開催日 令和6年7月4日(木) 金井商工会館

(1) 令和6年度事業計画について

(2) 令和6年度推進計画について(提携保険会社)

③ 福利厚生制度推進連絡会議(厚生委員・理事会参集)

開催日 令和6年10月16日(火) アミューズメント佐渡

(1) 福利厚生制度推進状況、推進計画について

(2) 会員増強推進と福利厚生制度推進

(6) 地区商工会事務担当者会議(会費徴収事務打合せ会議)

会議は招集せず、資料をメールで流し、会費徴収実務の周知と協力依頼を行った。

(7) その他会議・行事

4. 11	佐渡市雇用促進協議会通常総会	佐渡市役所
5. 28	佐渡連合商工会通常総会	あいかわ開発総合センター
6. 13	佐渡間税会通常総会	旅館浦島
6. 17	佐渡税務団体連絡協議会総会	佐渡税務署
9. 26	中学生の「税についての作文」審査会	佐渡税務署
11. 14	納税表彰式	アミューズメント佐渡

(8) 全法連・局連・県連関係会議

5. 15	県連・総務委員会	にいがた法人会館
5. 22	県連・理事会	ホテルイタリア軒
6. 12	県連・通常総会、理事会	ホテルイタリア軒
6. 28	県連・組織・厚生合同委員会及び 福利厚生制度特別推進会議	ホテルイタリア軒
9. 26	県連・理事会、福利厚生制度連絡協議会	ホテルイタリア軒
12. 5	県連・特別講演会	ANA クラウン プラザ ホテル新潟

※令和6年度 功労者表彰受賞者

《全法連功労者表彰》 県連総会時授与

(公社)佐渡法人会理事 長尾 久 氏

《県連功労者表彰》 県連総会時授与

(公社) 佐渡法人会理事 川上 巧 氏

・ 令和 5 年度 会員増強功労者表彰 1 名

大同生命保険(株)新潟支社 渡会 元 氏

令和 6 年 5 月 2 4 日 通常総会終了後に表彰式を実施